

# 福島県建築士懲戒処分等基準要綱

〔平成15年2月21日〕  
15住第117号

改正 平19. 6. 19 19建第1996号  
平20. 11. 26 20建第3265号  
平27. 6. 22 27建第1135号  
平29. 11. 28 29建第2332号

## 第1章 総 則

### (目 的)

**第1条** この要綱は、建築士法（昭和25年法律第202号、以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づく懲戒処分（以下「処分」という。）及び文書注意の実施に関して必要な事項を定め、処分等の事由に該当する建築士に対し迅速かつ厳正な措置を図り、もって建築士の業務の適正を確保することを目的とする。

### (用語の定義)

**第2条** この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 免許取消 法第10条第1項の規定に基づき行う免許の取消しをいう。
- 二 業務停止 法第10条第1項の規定に基づき行う業務停止の命令をいう。
- 三 戒告 法第10条第1項の規定に基づき行う戒告をいう。
- 四 文書注意 処分に至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は勧告をすることをいう。
- 五 特定行政庁 福島県内において、建築基準法第4条第1項若しくは第2項又は第97条の2第1項の規定により建築主事を置いた市町村の長をいう。

## 第2章 処 分 等

### (処分等の基本方針)

**第3条** 建築士の業務の適正を確保するため、建築士が法第10条第1項に規定する懲戒事由に該当するときは、迅速かつ厳正に処分又は文書注意（以下「処分等」という。）を行うものとする。

### (処分等の基準)

**第4条** 処分等の内容は、別表第1「ランク表」に掲げる懲戒事由に対応するランクを基本に、次項及び第3項を勘案して処分等のランクを決定したうえで、別表第3「処分区分表」によって決定するものとする。

2 複数の懲戒事由に該当する場合の取扱いについては、次によるものとする。

- 一 一の行為が二以上の懲戒事由（別表第1に掲げる懲戒事由をいう。以下同じ。）に該当する

場合は、最も重い懲戒事由のランクに基づき処分等のランクを決定するものとする。

- 二 処分等を行うべき2以上の行為について併せて処分等を行う場合は、最も重い懲戒事由のランクに加重して処分等のランクを決定するものとする。ただし、同一の懲戒事由に該当する複数の行為については、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性等を勘案し、単一の行為と見なしてランクを決定することができる。
- 3 個別事情によるランクの加重又は軽減については、懲戒事由に該当する行為について、別表第2「個別事情による加減表」に掲げる事情があると認められるときは、同表の区分に従い、ランクを加重又は軽減することができるものとする。
- 4 過去に処分等の履歴のある者に対する処分等の内容は、第1項から第3項により今回相当とされる処分等のランクに、別表第4「過去に処分等を受けている場合の取扱表」の区分に従ってランクを加重したうえで、決定するものとする。ただし、過去と今回の懲戒事由がいずれも別表第1「22. 定期講習受講義務違反」である場合は、この限りではない。

#### (適用の除外)

**第5条** 前条の規定は、国土交通大臣又は福島県以外の都道府県知事が免許を与えた建築士については、適用しない。

#### (処分等の保留)

**第6条** 司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合、懲戒事由に該当する行為について民事訴訟が係争中であり、処分等の内容の決定にあたって当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合その他処分等の内容を決定できない事情がある場合には、必要な間、処分等を保留することができるものとする。

#### (懲戒事由に該当する行為があった時から長期間経過している場合の取扱い)

**第7条** 懲戒事由に該当する行為が終了して5年以上経過し、その間、何ら懲戒事由に該当する行為を行わず、建築士として適正に業務を行なうなど、法令遵守の状況等が窺えるような場合は、処分等をしないことができるものとする。ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要するような特段の事情のある場合において、当該行為の発覚から5年以内であるときは、この限りでない。なお、前条により処分等の保留をした場合においては、当該保留に係る期間については考慮しないものとする。

### 第3章 事務処理等

#### (事務の取扱い)

- 第8条** 建設事務所長は、建築士が第4条の規定により文書注意に相当するものと認めるときは、当該建築士及び関係者から事情を聴取した後、文書注意を行い、遅滞なく「建築士文書注意報告書」(様式1)により知事に報告しなければならない。
- 2 定期講習未受講者への文書注意については、前項の規定にかかわらず知事が行うものとする。この場合において知事が文書注意を行ったときは、建設事務所長にその旨報告するものとする。

- 3 建設事務所長は、建築士が第4条の規定により処分に相当するものと認められるときは、速やかに調査し、必要があれば当該建築士及び関係者から事情を聴取して、その結果を「建築士の業務に関する調査報告書」（様式2）により知事に報告しなければならない。
- 4 特定行政庁は、管轄地域において、建築士が第4条の規定により文書注意又は処分に該当するものと認められる場合は、所轄の建設事務所長に「建築士の業務に関する報告書」（様式3）により報告しなければならない。
- 5 建設事務所長は、前項の規定による報告を受けたときは、第1項又は第2項の規定を準用する。
- 6 知事は、第3項の規定による報告を受けたときは、これを独自に調査し、必要があれば当該建築士及び関係者から事情を聴取する。
- 7 知事は、前項の規定による調査の結果、第4条の規定による戒告に相当する処分が適当であると認めるときは、次の各号により当該建築士の処分を行う。
  - 一 あらかじめ、当該建築士について弁明の機会の付与を書面により行うものとする。なお、当該建築士から弁明書の提出期限までに提出がない場合には、弁明手続を完了するものとする。
  - 二 処分が決定したときは、配達証明付郵便で当該建築士に通知する。
  - 三 前項に規定する文書に明記するものは、次に掲げる事項とする。
    - ア 処分の理由（法の該当する条文）
    - イ 処分の内容
    - ウ 処分に該当した行為
    - エ 処分に不服がある場合、処分の取消しの訴えを提起できる旨の教示
- 8 知事は、第6項の規定による調査の結果、第4条の規定による業務停止以上の処分が適当であると認めるときは、次の各号により処分を行うものとする。
  - 一 あらかじめ、当該建築士について聴聞を行い、必要がある場合は、参考人の意見を聴かなければならない。ただし、当該建築士が正当な理由が無く聴聞に応じないときは、この限りでない。
  - 二 前号に規定する聴聞を行う場合、当該建築士への通知に明記するものは、次に掲げる事項とする。
    - ア 処分の理由（法の該当する条文）
    - イ 処分の内容
    - ウ 正当な理由が無く聴聞に応じない場合の教示
  - 三 第1項の規定に基づく聴聞を行った場合は、記録書を作成し、当該建築士の署名又は捺印を求める。
  - 四 処分すべき理由が明確になった場合、処分の内容、根拠、理由、経過及び第1号の規定による聴聞の結果（参考人の意見を含む）等を示し、福島県建築士審査会の同意を得なければならない。
  - 五 前号の規定による同意を得て処分を決定したときは、配達証明付郵便で当該建築士に通知する。
  - 六 前号に規定する文書に明記するものは、第7項第三号に掲げる事項とする。

**（国土交通大臣又は福島県以外の都道府県知事が免許を与えた建築士の措置）**

**第9条** 国土交通大臣又は福島県知事以外の都道府県知事が免許を与えた建築士が、国土交通省住宅局長が定める「一級建築士の懲戒処分の基準」又は第4条に規定する処分に該当する事実があった場合、建設事務所長及び特定行政庁は、第8条第1項から第5項までの規定を準用する。

2 知事は、前項の規定による報告があった場合、第8条第6項の規定を準用して調査を行い、「一級建築士の懲戒処分の基準」又は第4条の規定に該当する事実を確認した場合は、調査報告に意見を添えて国土交通大臣又は当該都道府県知事へ通知する。

#### (報告等)

**第10条** 知事は、第8条第7項又は第8項の規定により建築士の処分を行った場合は、次の各号により報告及び通知しなければならない

- 一 報告 国土交通大臣及び福島県建築士審査会長
- 二 通知 各建設事務所長、特定行政庁及び法第10条の20第1項の規定により知事が指定した者

### 第4章 補 則

#### (処分後の指導等)

**第11条** 知事及び建設事務所長は、処分等を行った建築士に対し、当該処分等に違反することのないよう十分な指導及び監視を行うものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の適用以前に受けた処分は、この要綱に基づき受けた処分等とみなす。
- 3 福島県建築士懲戒処分基準要綱（昭和63年6月6日付け住第661号）は廃止する。

#### 附 則（平成19年6月19日付け19建第1996号）

この要綱は、平成19年6月20日から施行する。

#### 附 則（平成20年11月26日付け20建第3265号）

この要綱は、平成20年11月28日から施行する。

#### 附 則（平成27年6月22日付け27建第1135号）

この要綱は、平成27年6月25日から施行する。

#### 附 則（平成29年11月28日付け29建第2332号）

この要綱は、平成29年11月28日から施行する。

別表第1 ランク表（第4条関係）

懲戒根拠	懲戒事由	関係条文	ランク	
建築関係 法令違反 （建築士 法第10条 第1項第 1号）	建築士法 違反	1. 業務停止処分違反	10①	16
		2. 建築士報告、検査義務違反	10の2①	4
		3. 指定登録機関、指定試験機関又は指定事務所登録機関の秘密保持義務違反(指定登録機関等の役職員等として)	10の8①、 10の20③、 15の5①、 15の6③、 26の3③	4
		4. 登録講習機関の地位の承継の届け出義務違反（地位を承継した者として）	10の27②、 22の3②、 26の5②	4
		5. 試験委員の不正行為	15の4、 15の6③	4
		6. 違反設計、違反適合確認	18①、 20の2③、 20の3③	
		①（建築物の倒壊・破損、人の生命・身体への危害の発生に繋がるおそれのある技術基準規定違反の設計・適合確認等）		9～15
		②（上記以外の違反設計・違反適合確認）		6
		7. 法に定める工事監理者の業務を行わなかった（工事監理不履行・工事監理不十分）	18③	6
		8. 無断設計変更	19	4
9. 建築士免許証等の不提示	19の2	4		

10. 設計図書の記名押印不履行	20①	4
11. 安全性確認証明書交付義務違反	20②	6
12. 工事監理報告書の未提出、不十分記載等	20③	4
13. 建築設備士の意見明示義務違反	20⑤	4
14. 名義借り	20①③、20の2②、20の3②、24①	6
15. 名義貸し	20①③、20の2①③、20の3①③、21の2、24の2	6
16. 違反行為の指示等	21の3	6
17. 信用失墜行為	21の4	4
18. 定期講習受講義務違反	22の2	
① 定期講習受講義務違反		1
② ①による処分等を受けても、なお受講しない場合		2
③ ②による処分等を受けても、なお受講しないなど悪質性が高い場合		5
19. 契約締結時の書面の交付義務違反	22の3の3①、②、③	4
20. 設計等の業務に関する報告書未提出	23の6	4
21. 無登録業務	23、23の10	4

	22. 虚偽・不正事務所登録	23の2	4
	23. 事務所変更届懈怠、虚偽報告	23の5①、②	4
	24. 管理建築士不設置	24①②	4
	25. 管理建築士事務所管理不履行	24③、④	4
	26. 再委託の制限違反	24の3	4
	27. 事務所の帳簿不作成、不保存	24の4	4
	28. 事務所標識非掲示	24の5	4
	29. 業務実績等の書類の備置き、閲覧義務違反、虚偽記入	24の6	4
	30. 重要事項説明義務違反	24の7①	4
	31. 重要事項説明時の建築士免許証等の不提示	24の7②	4
	32. 業務委託等の書面の交付義務違反	24の8①	4
	33. 事務所閉鎖処分違反	26②	16
	34. 事務所報告、検査義務違反	26の2①	4
	35. 建築士審査会委員の不正行為	32	4
建築基準 法違反	36. 設計、構造設計、設備設計、工事監理規定違反	5の6	6
	37. 無確認工事等	6、7の3	6
	38. 違反工事	各条項	6
	39. 工事完了検査申請等懈怠	7、7の3	4
	40. 是正命令等違反	9	6

		41. 確認表示未揭示	89①	4
	上記以外の建築関係法令違反	42. 建築確認対象法令違反		3～6
不誠実行為（建築士第10条第1項第2号）		43. 虚偽の確認済証等の作成又は同行使		6
		44. 無確認着工等容認		4
		45. 虚偽の確認申請等		6
		46. 工事監理者欄等虚偽記入		6
		47. 管理建築士専任違反		4
		48. 管理建築士への名義貸し		6
		49. 重要事項説明の欠落		4
		50. その他の不誠実行為		1～6

**備 考**

上表に具体の記載のない行為については、上表中の最も類似した行為の例によること。



**別表第2** 情状による加減（第4条関係）

適用範囲	情状等の事実	加減ランク
行為者の意識	重大な悪意あるいは害意に基づく行為	+3ランク
	行為を行うにつきやむを得ない事情がある場合	-1~-3ランク
行為の態様	違反行為等の内容が軽微であり、情状をくむべき場合	-1~-3ランク
	暴力的行為又は詐欺的行為	+3ランク
	法違反等の状態が長期にわたる場合	+3ランク
	常習的に行っている場合	+3ランク
是正等の対応	速やかに法違反等の状況の解消を自主的に行った場合	-1ランク
	処分の対象となる事由につき自主的に申し出てきた場合	-1ランク
社会的影響	刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合	+3ランク
その他	上記以外の特に考慮すべき事情がある場合	適宜加減

**備 考**

情状等を加味した結果、16ランクを超える場合は16ランクとする。

**別表第3** 処分区分（第4条関係）

ラ ン ク	処 分 等
1	文書注意
2	戒告
3	業務停止1月未満
4	業務停止1月
5	業務停止2月
6	業務停止3月
7	業務停止4月
8	業務停止5月
9	業務停止6月
10	業務停止7月
11	業務停止8月
12	業務停止9月
13	業務停止10月
14	業務停止11月
15	業務停止1年
16	免許取消

備 考

業務停止期間については、暦に従うものとする。

**別表第4** 過去に処分等を受けている場合の扱い（第4条関係）

過去処分等 今回相当処分等		1 文書注意	2 戒告	3～15 業務停止	16 免許取消
1	文書注意	+1ランク（+2ランク）  +3ランク（+4ランク）			
2	戒告				
3～15	事務停止				
16	免許取消	免許取消			

（ ）は過去の処分等の懲戒事由が今回の懲戒事由と同じ場合

備考

- 加重した結果、16ランクを超えるものは、16ランク（免許取消）とする。
- 過去の処分等の懲戒事由が今回の懲戒事由と同じ場合は、上表中の（ ）内のランクを今回相当とされる処分等に加重する。  
ただし、過去の懲戒事由が別表第1のランク6以上に該当し、今回も道表のランク6以上に該当する場合は、免許取消とする。
- 過去の処分が今回の懲戒事由となる行為から5年より前である場合は、上表中のランクを1ランク軽減するものとする。  
（よって上表中+1ランク→+0ランク、+2ランク→+1ランク、+3ランク→+2ランク、+4ランク→+3ランクとなる。）ただし、過去の懲戒事由が別表第1のランク6以上に該当する場合は軽減しない。  
なお、処分履歴が複数ある場合は、それぞれにつき加重されるランクを合計し、今回相当とされる処分等に加重する。

例1

4年前に文書注意		+1ランク	
2年前に戒告（今回と同様の行為を処分原因とする戒告）		+4ランク	
計		+5ランク	
今回業務停止1月相当の行為		=	4ランク
総計	= 今回処分		9ランク = 業務停止6月

例2

3年前に別表第1の「重大な違反」で業務停止3月			
今回も同表の「重大な違反」で業務停止3月相当の行為			
			免許取消

様式 1

〇〇〇〇建第〇〇〇〇号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

福島県知事様

〇〇建設事務所長

建築士文書注意報告書

福島県建築士懲戒処分等基準要綱第8条第1項の規定により文書注意を行ったので、文書注意の写しを添え、下記のとおり報告します。

記

1 資 格 等

氏名		(生年月日)	年	月	日	生	男 女
本籍							
現住所	電話						
(1級・2級・木造)建築士登録年月日、番号 ( )建築士 年 月 日 第 号							
登録都道府県(2級・木造建築士の場合)							
勤務先	名称	建築士 事務所登録	年	月	日	第	号
	所在地 電話	建設業許可	特定 一般	年	月	日	第 号
	代表者	宅建業 免許登録	年	月	日	第( )	号

2 注意年月日 平成 年 月 日

3 処分理由 経過等、要綱の該当条項、建築関係法令に違反した場合は該当条項、その他詳細に記載のこと。必要に応じ別紙可。

4 以前の処分の有無

無

有 平成 年 月 日

(有の場合その内容)

5 その他参考となる事項

福島県知事様

〇〇建設事務所長

建築士の業務に関する調査報告書

下記の者は、調査の結果、福島県建築士懲戒処分等基準要綱第4条第〇項の規定に該当するので、同要綱第8条第3項の規定により報告します。

記

1 資 格 等

氏名			(生年月日)	年	月	日生	男 女
本籍							
現住所	電話						
(1級・2級・木造)建築士登録年月日、番号 ( )建築士 年 月 日 第 号							
登録都道府県(2級・木造建築士の場合)							
勤務先	名称	建築士事務所登録		年	月	日	第 号
	所在地	建設業許可		特定	年	月	日
	代表者	宅建業免許登録		一般	第	号	
				年	月	日	第( )号

2 調査事由 調査を必要とした事由、発端等（建築関連法令に違反がある場合、該当する法、条項及び要綱該当条項、その他の場合、要綱該当条項を明記すること。）

3 調査者職氏名

4 建設事務所長の意見

※ 報告書作成上の注意

建築士が違反建築物の設計、監理等を行った場合には、次の書類を添付すること。

- ① 当該違反建築物の建築計画概要書、又はこれに準ずる書類
- ② 当該違反建築物の図面等
- ③ 当該違反建築物の写真

- ④ 違反建築物取締要綱に基づく措置をした場合はその関連書類の写
- ⑤ その他事実を明確にするために必要と思われる書類

〇〇建設事務所長 様

特 定 行 政 庁 の 長

建築士の業務に関する調査報告書

下記の者は、福島県建築士懲戒処分等基準要綱第4条第〇項の規定に該当すると思われるので、同要綱第8条第4項の規定により報告します。

記

1 資 格 等

氏 名		(生年月日)	年	月	日	生	男 女
本 籍							
現住所	電話						
(1級・2級・木造)建築士登録年月日、番号 ( )建築士 年 月 日 第 号							
登録都道府県 (2級・木造建築士の場合)							
勤務先	名称	建 築 士 事務所登録	年	月	日	第	号
	所在地	建設業許可	特定	年	月	日	号
	代表者	宅 建 業 免許登録	第 ( )	年	月	日	号

2 調 査 事 由 調査を必要とした事由、発端等 (建築関連法令に違反がある場合、該当する法、条項及び要綱該当条項、その他の場合、要綱該当条項を明記すること。)

3 担 当 者 職 氏名

※ 報告書作成上の注意

建築士が違反建築物の設計、監理等を行った場合には、次の書類を添付すること。

- ① 当該違反建築物の建築計画概要書、又はこれに準ずる書類
- ② 当該違反建築物の図面等
- ③ 当該違反建築物の写真

- ④ 違反建築物取締要綱に基づく措置をした場合はその関連書類の写
- ⑤ その他事実を明確にするために必要と思われる書類



## 参 考

- 1 「建築関係法令」とは、建築士法及び建築に関する他の法律並びにこれらに基づく命令及び条例の規定をいい、建築物を建築するに当たって守らなければならない法令で、建築士法及び建築基準法の他、都市計画法、消防法、建設業法及び宅地造成規制法等の建築関係規定を指す。
- 2 「建築関係法令違反」とは、建築士の業務の遂行に当たって建築関係法令に違反する場合の他、施工者、建築主等として違反した場合及びそれらの共犯等に相当する場合を含む。

### 3 懲戒事由の説明

別表第1のランク表に列挙しているものの説明については、次のとおりである。

なお、以下の説明中「建築士たる建築主」等の表記のある違反について、建築士が建築主等ではないが、その違反を指導・助長するなど、共犯等に相当する場合は、当該建築士について、別表第1の処分ランクに従い処分する。

#### (1) 建築士法違反

##### 1. 業務停止処分違反

業務停止処分に反した場合

##### 2. 建築士報告、検査義務違反

建築士が、国土交通大臣等からの報告の求めに対し、報告をせず又は虚偽の報告をした場合

建築士が建築士事務所等に対する検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合

##### 3. 指定登録機関、指定試験機関又は指定事務所登録機関の秘密保持義務違反

建築士である指定登録機関、指定試験機関若しくは指定事務所登録機関の役職員又はこれらであった者が、秘密を漏らした場合

##### 4. 登録講習機関の地位の承継の届出義務違反

建築士である登録講習機関の承継者が、地位の承継の届出を行わなかった場合

##### 5. 試験委員の不正行為

建築士である試験委員が、試験に関し不正な行為をした場合

##### 6. 違反設計、違反適合確認

法令又は条例の定める建築物に関する基準に違反する設計又は適合確認を行った場合

##### 7. 工事監理不履行・工事監理不十分

法に定める工事監理を十分に行わず、あるいは工事が設計図書のとおりに行われていないと認めたにもかかわらず、工事施工者に注意せず、また工事施工者がこれに従わないにもかかわらず、建築主に報告しなかった場合

##### 8. 無断設計変更

他の建築士の設計をその者の承諾なく変更したような場合

##### 9. 建築士免許証の不提示

設計等の委託者から請求があったにもかかわらず、建築士免許証等の提示をしなかった場合

##### 10. 設計図書の記名押印不履行

建築士がその作成した設計図書に記名押印しなかった場合

##### 11. 安全性確認証明書交付義務違反

構造計算書によって建築物の安全性を確かめていないのに、虚偽の証明書を交付した場合

##### 12. 工事監理報告書の未提出、不十分記載等

工事監理報告書を提出しなかった場合及びこれに虚偽の記入又は不十分な記入をした場合

##### 13. 建築設備士の意見明示義務違反

建築設備士の意見を聴いたにもかかわらず、その旨設計図書、工事監理報告書等に明らかにしなかった場合

#### 14. 名義借り

建築士が、他の建築士の承諾を得て、あるいは無断で、当該建築士の名義を借用し、建築確認申請書等における申請代理者、設計者、工事監理者等として記載することや、建築士事務所の開設者や管理建築士として使用したような場合

#### 15. 名義貸し

建築士が、業務を行う意思がないにもかかわらず、自己の建築士としての名義を、建築確認申請書等における申請代理者、設計者、工事監理者等として記載することや、建築士事務所の管理建築士として使用することを許すような場合

#### 16. 違反行為の指示

建築士が建築基準法等に違反する行為について指示をし、相談に応じ、その他これらに類する行為をしたような場合

#### 17. 信用失墜行為

建築士が建築士の信用又は品位を害するような行為をした場合

#### 18. 定期講習受講義務違反

- 一 受講期間内に定期講習を受講しなかった場合
- 二 一による処分等を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった場合
- 三 二による処分等を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講せず、長期にわたり未受講状態が継続するなど、悪質性が高い場合

#### 19. 契約締結時の書面の交付義務違反

建築士たる建築士事務所の開設者が、延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築等に係る設計又は工事監理契約の締結に際して、契約の内容に係る必要な事項を書面に記載し、署名又は記名押印して、建築主等の委託者又は建築士事務所の開設者である受託者に交付しなかった場合

建築士たる建築士事務所の開設者が、締結した契約の内容を変更する場合において、必要な事項を書面に記載し、署名又は記名押印して、建築主等の委託者又は建築士事務所の開設者である受託者に交付しなかった場合

#### 20. 設計等の業務に関する報告書未提出

建築士たる建築士事務所の開設者が、設計等の業務に関する報告書を提出しなかった場合

#### 21. 無登録業務

建築士事務所の登録を受けず又は更新の登録を受けず、他人の求めに応じて報酬を得て設計、工事監理等の業務を行った場合

#### 22. 虚偽・不正事務所登録

建築士たる登録申請者が、虚偽又は不正の事実に基づいて建築士事務所登録を受けた場合

#### 23. 事務所変更届懈怠、虚偽報告

建築士たる建築士事務所の開設者が、それぞれ決められた期間内に建築士事務所の登録事項の変更の届出を怠った場合又は虚偽の変更届を行った場合

#### 24. 管理建築士不設置

建築士たる建築士事務所の開設者が専任の管理建築士をおこななかった場合又は管理建築士講習を受講していない者を管理建築士としておいていた場合

#### 25. 管理建築士事務所管理不履行

専任の管理建築士が、建築士事務所の業務に係る定められた技術的事項を総括することを怠り、事務所管理を行わなかったような場合

#### 26. 再委託の制限違反

建築士たる建築士事務所の開設者が、委託を受けた設計又は工事監理業務を、建築士事務所の開設者以外の者に委託した場合

建築士たる建築士事務所の開設者が、委託を受けた延べ面積三百平方メートルを超える建築物の新築工事に係る設計又は工事監理業務を、それぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託した場合

27. 事務所の帳簿不作成、不保存

建築士たる建築士事務所の開設者が、帳簿等を作成せず、又は保存しなかった場合

28. 事務所標識非掲示

建築士たる建築士事務所の開設者が、建築士事務所の標識を掲示しなかった場合

29. 業務実績等の書類の備え置、閲覧義務違反、虚偽記入

建築士たる建築士事務所の開設者が、建築士事務所の業務実績、管理建築士の実務経験等を記載した書類を備え置かず、又は閲覧をさせなかった場合

30. 重要事項説明義務違反

建築士たる建築士事務所の開設者が、設計又は工事監理を受ける際、建築主に対し、管理建築士等をして、契約内容及び履行に関する事項について、書面を交付して説明をさせなかった場合

31. 重要事項説明時の建築士免許証等不提示

管理建築士等が、重要事項の説明の際、建築士免許証等を提示しなかった場合

32. 業務委託等の書面の交付義務違反

建築士たる建築士事務所の開設者が、建築主等から設計又は工事監理の委託を受けたにもかかわらず、必要な事項を記載した書面を建築主等の委託者に交付しなかった場合

33. 事務所閉鎖処分違反

建築士が建築士事務所の閉鎖処分に違反した場合

34. 事務所報告、検査義務違反

建築士たる建築士事務所の開設者あるいは管理建築士が、建築士事務所に対する報告の求めに応じず、又は検査を拒んだ場合

35. 建築士審査会委員の不正行為

建築士たる建築士審査会委員又は試験委員が、その事務の施行に当たって不正の行為をした場合

(2) 建築基準法違反

36. 設計、構造設計、設備設計、工事監理規定違反

建築士たる建築主あるいは施工者が、建築士の設計、構造設計一級建築士の構造設計若しくは確認した構造設計、設備設計一級建築士の設備設計若しくは確認した設備設計又は工事監理者によらなければならない工事をこれによらずにした場合

37. 無確認工事等

建築士たる建築主あるいは施工者が、無確認で工事を行った場合又は必要な中間検査合格証の交付を受けずに工事を続行した場合

38. 違反工事

建築士たる建築主あるいは施工者が、建築基準法令等に違反する工事を行った場合

39. 工事完了検査申請等懈怠

建築士たる建築主が、工事完了検査等の申請をしなかった場合

40. 是正命令等違反

建築士が建築主、施工者、現場管理者等として受けた是正命令・工事停止命令等に違反した場合

41. 確認表示未掲示

建築士たる施工者が、確認の表示をしなかった場合

(3) 不誠実行為

43. 虚偽の確認済証等の作成又は同行使

建築士が、虚偽の確認済証等を作成し、何らかの目的をもって対外的に使用した場合

44. 無確認着工等容認

建築に関する手続の代理を行う建築士あるいは建築士たる工事監理者が無確認で工事が行われること又は必要な中間検査合格証の交付を受けずに工事が続行されることを容認したような場合

45. 虚偽の確認申請等

実際に建築する内容と異なる建築計画により確認申請をした場合や虚偽の中間検査又は完了検査を申請した場合

46. 工事監理者欄等虚偽記入

工事監理者に就任する意思がないあるいはその意思があっても建築主と工事監理者に就任することの合意が全くないにもかかわらず、確認申請書・工事完了検査申請書等の工事監理者欄に自己の名称を記入する等、確認申請書等に虚偽の記入をした場合

47. 管理建築士専任違反

管理建築士が、業務を専任で行わなかった場合

48. 管理建築士への名義貸し

建築士が、業務を行う意思がないにもかかわらず、自己の建築士としての名義を管理建築士として使用することを許したような場合

49. 重要事項説明の欠落

管理建築士等が、重要事項の説明をしない又は行ったが不十分な場合